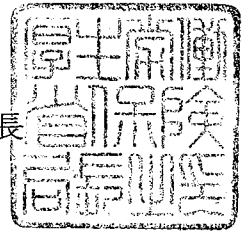


都道府県知事 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長



療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の
一部を改正する省令の施行について

標記省令については、本日厚生労働省令第110号として公布され、同日施行されることとなった。

改正の趣旨、内容、留意事項等は下記のとおりであるので、御了知の上、その取扱いに遺漏ないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

医療保険事務の効率化等を推進するため、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）による診療報酬及び調剤報酬（以下「診療報酬等」という。）の請求手続の一態様として、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（以下「請求省令」という。）において電子情報処理組織の使用による費用の請求（以下「オンライン請求」という。）が規定され、保険医療機関等の種別や規模、レセプトコンピュータの状況等に応じて、順次オンラインによる請求に限定することとしているところである。

請求省令附則第4条第1項により、本年3月31日まで書面による請求又は光ディスク等（フレキシブルディスク又は光ディスクをいう。以下同じ。）を用いた請求を行うことができるとされ、したがって本年4月診療分からオンライン請求に限定される保険医療機関等のうち、オンライン請求できないものは4月診療分から診療報酬等が支払われなくなり、特に零細な保険医療機関等について資金繰りの悪化、廃業という事態を引き起こし、ひいては地域医療に重大な影響を与えることも懸念されることから、これらの保険医療機関等が引き続き診療報酬等を請求できるよう、今般、緊急に請求省令を改正することとしたものである。

第2 改正の内容

1. 附則第4条第3項の新設

平成21年4月診療分の請求からオンライン請求の義務化の期限が到来する保険医療機関等のうち、最初の請求期限が到来した日（5月10日）においてオンライン請求することできないものについて、平成22年3月31日までの間でオンライン請求を行える体



制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができることとしたこと。

2 改正前の附則第4条第3項を第4項とする等の改正

附則第4条第3項の新設に伴い、改正前の附則第4条第3項を第4項とするとともに、新設された附則第4条第3項の規定の適用を受けて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関等については、改正前の附則第4条第3項の規定の適用対象から除くとともに、同項を附則第4項としたこと。

第3 施行日

公布の日（平成21年5月8日）から施行すること。

第4 留意事項

1 改正省令の対象となる保険医療機関等

- ① 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第110号。以下「改正省令」という。）により、本年4月診療分からオンライン請求が義務付けられる保険医療機関等のうち、5月10日においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして緊急避難的に準備に必要な期間、オンライン請求義務化の期限を延長するものであること。

したがって、5月10日においてオンライン請求を行うことができる保険医療機関等については、オンライン請求する必要があることは言うまでもないこと。具体的には、保険医療機関等がオンライン請求を開始する意思表示として、既に請求省令第3条第1項（事務代行者を介したオンライン請求を行う場合、第4条により読み替えられた第3条第1項も含む。）に基づくオンライン請求の開始の届出（以下「オンライン開始届等」という。）を審査支払機関に提出している場合には、附則第4条第3項が適用されるものではないこと。

なお、審査支払機関にオンライン開始届等を提出しているにもかかわらず、改正省令の公布日及び施行日等に鑑み、5月請求分において書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行った場合には、6月請求分以降は自らオンライン請求を行うか、請求省令第4条により事務代行者を介してオンライン請求を行うか、いずれかによる必要があること。

- ② また、オンライン開始届等を提出していない場合であっても、提出していないことを除きオンライン請求を行う準備が整っている場合には、本来改正省令の期限猶予措置の対象とはならないものであり、迅速に審査支払機関にオンライン開始届等を提出して、オンライン請求に移行する必要があること。したがって、特別の事情がない限り、遅くとも6月請求分からは自らオンライン請求を行うか、請求省令第4条により事務代行者を介したオンライン請求を行うか、いずれかによる必要があること。

例えば、既に光ディスク等を用いた請求を行っている薬局については、自らオンライン請求を行うための回線敷設について具体的な予定がない場合には、特別の事情がない

限り事務代行者による代行送信を利用してオンライン請求を行う必要があること。

2 猶予期限

猶予期限については、第2の1のとおりであるが、保険医療機関等における実態把握、指導、設備の導入等の準備に必要な期間として、実態を見極め、半年以内を目途に実現するよう、具体的な猶予期限を設定する予定であること。

設定された期限以降、オンライン請求を行わない保険医療機関等については、原則どおり診療報酬は支払われないことになるものであること。

3 期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に係るオンライン請求化に向けた指導

改正省令による期限猶予措置の対象となった保険医療機関等については、審査支払機関等と十分連携を図りながら、迅速にオンライン請求を行えるよう、以下のとおり早期の実態把握、指導の徹底を図ることとしていること。

なお、下記①及び②における書面の様式は、別添のとおりであること。

- ① 5月請求分の診療報酬請求後、可及的速やかに、オンライン請求化の準備状況、今後の予定、対応できなかった理由等、具体的な状況について書面で提出を求めることとしていること。
- ② その後、毎月診療報酬等の請求時に、オンライン請求に向けた準備の進捗状況等について、書面で提出を求めることとしていること。
- ③ 猶予期限までにオンライン請求に移行できるよう、厚生労働省、審査支払機関から保険医療機関等に対し勧奨・指導を行うこととしていること。特に、書類を提出しない、今後の予定が未定である等、取り組みが遅れている保険医療機関等については、国において、審査支払機関と連携を図りつつ、繰り返し指導を行うこと。
- ④ 猶予期限徒過後は診療報酬が支払われないことについて警告を行うこと。

作成要領

1. 表題の「〇月請求分」に該当する月を記入する。
2. 「都道府県コード」、「医療機関コード」、「病院名」、「電話番号」、「病院所在地」、「郵便番号」欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
3. 「A. レセ電実施状況」欄では、レセ電を実施している場合は、①を○で囲みE. 欄へ進む。レセ電が未実施の場合には、②を○で囲みB. 欄へ進む。
4. 「B. レセコンの状況（レセスタの対象機種に該当するかどうか）」欄では、レセスタの対象機種（実質的にレセスタに対応できる場合に限る。別紙参照。）の場合は、③を○で囲み、C. 欄へ進む。レセスタの対象機種でない（実質的にレセスタに対応できない場合も含む）場合には、④を○で囲み以下C～K欄の記入は、不要。
なお、③、④いずれに該当する場合であっても、「レセコンのソフトメーカー名（プログラムの作成者氏名）」欄に、レセコンのソフトメーカー名又はプログラムの作成者の氏名を記入する。「レセコンのプログラム名称」欄には、レセコンのソフトの名称及びシリーズ名を記入する。
5. 「C. レセ電導入の契約申込状況」欄では、レセコン業者へレセ電導入の契約申込済の場合は、⑤を○で囲み申込日年月日を記入し、E. 欄へ進む。レセコン業者へレセ電導入の契約申込を行っていない場合は、⑥を○で囲みD. 欄へ進む。
6. 「D. レセ電導入の契約申込予定」欄では、レセコン業者へレセ電導入の契約申込予定のある場合は、⑦を○で囲み、申込予定年月を記入し、E. 欄へ進む。レセコン業者へレセ電導入の契約申込予定のない場合には、⑧を○で囲みJ. 欄へ進む。
7. 「E. 回線敷設の実施状況」欄では、回線を敷設していれば、⑨を○で囲み、H. 欄へ進む。回線の敷設が未実施の場合には、⑩を○で囲みF. 欄へ進む。
8. 「F. 回線提供業者への申込状況」欄では、回線提供業者へ申込済みの場合は、⑪欄を○で囲み、申込日年月日を記入し、H. 欄へ進む。回線提供業者へ申込みを行っていない場合は、⑫を○で囲みG. 欄へ進む。
9. 「G. 回線提供業者への申込予定」欄では、回線提供業者への申込予定のある場合は、⑬を○で囲み、申込予定年月を記入し、H. 欄へ進む。回線提供業者へ申込予定のない場合は、⑭を○で囲み、J. 欄へ進む。
10. 「H. オンライン請求届提出状況」欄では、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（平成18年4月10日保総発第0410001号）における「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）別添1の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した場合には、⑮を○で囲み、届を提出した年月日を記入し、K. 欄へ進む。届を提出していない場合は、⑯を○で囲み、I. 欄へ進む。
11. 「I. オンライン請求届提出予定」欄では、取扱要領別添1の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」の提出予定がある場合は、⑰を○で囲み、提出予定年月を記入し、K. 欄へ進む。提出予定のない場合は、⑱を○で囲み、J. 欄へ進む。
12. 「J. 対応できない理由」欄では、対応できない理由を○で囲むこと（複数該当する場合は、該当する全てを○で囲む）。また、その他を選んだ場合には、具体的な理由を記入する。
13. 「K. 請求開始予定年月」欄では、オンライン請求の開始予定年月を記入する。

(別紙)

レセスタ対象機種一覧

会社名	製品名
富士通(株)	HOPE/X-S(V2,V3) ※1
	HOPE/X-W(V2,V3) ※1
	HOPE/SX-P(WinNT,WinXP) ※2
	HOPE/SX-J
三洋電機(株)	Newve , NewveExceed
	Medicom-MC/X
東芝住電医療情報システムズ(株)	HAPPY CS-III
	HAPPY CS-II
	TOSMEC-MEPIO
日本事務器(株)	MAPS-V5
	MAPS/CS シリーズ
日本電気(株)	MegaOakIBARS
	PCIBARS
日立グループ	HIHOPS-CS
(株)NTTデータ	MINS-PRO

※1 富士通(株)「HOPE/X-S,X-W」のV1は対象外

※2 富士通(株)「HOPE/SX-P」のWin-3.1版は対象外

レセプトコンピュータを使用している薬局のうち、月請求分においてオンライン請求を行わなかった薬局の状況届

平成 年 月 日

(審査支払機関) 御中

開設者

住所

氏名

都道府県コード		薬局コード	
保険薬局名		電話番号	
保険薬局所在地		郵便番号	—
A. レセ電実施状況	①実施済 (D. ~)		②未実施 (B. ~)
B. レセ電導入の契約 申込状況	③申込済 (D. ~) (申込日 平成 年 月 日)		④未申込 (C. ~)
C. レセ電導入の契約 申込予定	⑤申込予定あり (D. ~) (申込予定 平成 年 月)		⑥申込予定なし (K. ~)
D. 回線敷設の実施状況	⑦実施済 (I. ~)		⑧未実施 (E. ~)
E. 回線提供者への 申込状況	⑨申込済 (I. ~) (申込日 平成 年 月 日)		⑩未申込 (F. ~)
F. 回線提供者への 申込予定	⑪申込予定あり (I. ~) (申込予定 平成 年 月)		⑫申込予定なし (G. ~)
G. 薬剤師会への代行 送信の申込状況	⑬申込済 (I. ~) (申込日 平成 年 月 日)		⑭未申込 (H. ~)
H. 薬剤師会への代行 送信の申込予定	⑮申込予定あり (I. ~) (申込予定 平成 年 月)		⑯申込予定なし (K. ~)
I. オンライン請求届 (代行送信によるオン ライン請求の届を 含む)提出状況	⑰提出済 (L. ~) (提出日 平成 年 月 日)		⑱未提出 (J. ~)
J. オンライン請求届 (代行送信によるオン ライン請求の届を 含む)提出予定	⑲提出予定あり (L. ~) (提出予定 平成 年 月)		⑳提出予定なし (K. ~)
K. 対応できない理由	21 費用がかかり費用対効果に見合わない 22 高齢で対応困難 23 ノウハウが無い 24 レセコン業者又は回線提供者の対応が遅れており時間がかかる 25 レセプトオンライン化に反対 26 その他 (具体的に		
L. 請求開始予定年月	平成 年 月 請求分から		

作成要領

1. 表題の「〇月請求分」に該当する月を記入する。
2. 「都道府県コード」、「薬局コード」、「保険薬局名」、「電話番号」、「保険薬局所在地」、「郵便番号」欄には、保険医療機関届で届け出た記載内容を記入する。
3. 「A. レセ電実施状況」欄では、レセ電を実施している場合には、①を○で囲み D. 欄へ進む。レセ電が未実施の場合には、②を○で囲み B. 欄へ進む。
4. 「B. レセ電導入の契約申込状況」欄では、レセコン業者へレセ電導入の契約申込済みの場合は、③を○で囲み申込日年月日を記入し、D. 欄へ進む。レセコン業者へレセ電導入の契約申込を行っていない場合は、④を○で囲み C. 欄へ進む。
5. 「C. レセ電導入の契約申込予定」欄では、レセコン業者へレセ電導入の契約申込予定のある場合は、⑤を○で囲み、契約申込予定年月を記入し、D. 欄へ進む。レセコン業者へレセ電導入の契約申込予定のない場合には、⑥を○で囲み K. 欄へ進む。
6. 「D. 回線敷設の実施状況」欄では、回線の敷設を実施していれば、⑦を○で囲み、I. 欄へ進む。回線の敷設が未実施の場合は、⑧を○で囲み、E. 欄へ進む。
7. 「E. 回線提供業者への申込状況」欄では、回線提供業者へ申込済みの場合は、⑨欄を○で囲み、申込日年月日を記入し、I. 欄へ進む。回線提供業者へ申込を行っていない場合は、⑩を○で囲み F. 欄へ進む。
8. 「F. 回線提供業者への申込予定」欄では、回線提供業者への申込予定のある場合は、⑪を○で囲み、申込予定年月を記入し、I. 欄へ進む。回線提供業者へ申込予定のない場合は、⑫を○で囲み、G. 欄へ進む。
9. 「G. 薬剤師会への代行送信の申込状況」欄では、薬剤師会へ代行送信の申込み済みの場合は、⑬を○で囲み、申込日年月日を記入し、I. 欄へ進む。薬剤師会へ代行送信の申込みをしていない場合は、⑭を○で囲み、H. 欄へ進む。
10. 「H. 薬剤師会への代行送信の申込予定」の欄では、薬剤師会へ代行送信の申込みを予定している場合は、⑮を○で囲み、申込予定年月を記入し、I. 欄へ進む。申込み予定のない場合は、⑯を○で囲み、K. 欄へ進む。
11. 「I. オンライン請求届(代行送信によるオンライン請求の届を含む)提出状況」欄では、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成18年4月10日保総発第0410001号)における「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」(以下「取扱要領」という。)別添1の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」又は取扱要領別添7の「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出した場合には、⑰を○で囲み、これらの届を提出した年月日を記入し、L. 欄へ進む。いずれの届出も提出していない場合は、⑱を○で囲み、J. 欄へ進む。
12. 「J. オンライン請求届(代行送信によるオンライン請求の届を含む)提出予定」欄では、取扱要領別添1の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」又は取扱要領別添7の「事務代行者を介した電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出」を提出する予定のある場合は、⑲を○で囲み、提出予定年月を記入し、L. 欄へ進む。いずれの届出も提出する予定のない場合は、⑳を○で囲み、K. 欄へ進む。
13. 「K. 対応できない理由」欄では、対応できない理由に○を付すこと(複数該当する場合は、該当する全てを○で囲む)。また、その他を選んだ場合には、具体的な理由を記入する。
14. 「L. 請求開始予定年月」欄では、オンライン請求の開始予定年月を記入する。

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一〇〇)

(告 示)

- 天皇皇后両陛下は第六十回全国植樹祭に御臨場になる件(宮内庁三)
- 原戸籍が滅失した件(法務一九七)
- 除籍の一部が滅失した件(同一九八)
- 除籍が滅失した件(同一九九)
- 日本国に帰化を許可する件(同一〇三)
- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示(外務二七五)
- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約等へのアラブ首長国連邦の加入、エクアドル共和国による受諾及びチュニジア共和国の加入に関する件(同一七六)

○生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書のマラウイ共和国及びパキスタン・イスラム共和国による批准に関する件(同一七七)

○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約へのマラウイ共和国の加入に関する件(同一七八)

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のマラウイ共和国による批准に関する件(同一七九)

○食糧援助に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一八〇)

○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件(農林水産六四九)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件(同六五〇)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通五一〇)

○阿賀野川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(北陸地方整備局九二)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う区域を変更した件(中部地方整備局五八)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 内閣府 法務省 経済産業省
福島県 栃木県 埼玉県 神奈川県
愛知県 兵庫県 鹿児島県 千葉市

(叙位・叙勲)

(褒 賞)

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

関東地方整備局公示(関東地方整備局)

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行(国土交通省)

(公 告)

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
企業年金基金変更、日本郵政共済組合定款の一部変更関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第百十号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年五月八日

厚生労働大臣 外添 要一

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(昭和三十二年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「場合には、当該保険医療機関又は保険薬局を」との(前項の適用を受けて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行つてはいる保険医療機関又は保険薬局を除く。)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の表の第一号及び第二号に掲げる保険医療機関又は保険薬局のうち、平成二十一年五月十日において電子情報処理組織の使用による請求を行うことができなないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第三号
天皇皇后両陛下は、福島県において開催される第六十回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、六月六日から同月八日まで同県へ行幸啓になる。
平成二十一年五月八日

宮内庁長官 羽田田信吾

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を改正する省令【新旧対照表】

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置）</p> <p>第四条 保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの</p> <p style="text-align: right;">平成二十一年 三月三十一日</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置）</p> <p>第四条 保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの</p> <p style="text-align: right;">平成二十一年 三月三十一日</p>

<p>いう。)をもつて作成することができるものをいう。 以下同じ。)を使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つているもの又はレセプト文字データ変換ソフト(レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。)を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求</p>	<p>三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものに限る。)</p>	<p>六 病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものが行う療養の給付費等の請求(次号及び第八号に掲げるものを除く。)</p>	<p>七 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用</p>
	<p>平成二十二年 三月三十一日</p>			<p>平成二十三年 三月三十一日</p>		<p>平成二十三年 四月一日から</p>

<p>いう。)をもつて作成することができるものをいう。 以下同じ。)を使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つているもの又はレセプト文字データ変換ソフト(レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウェアをいう。以下同じ。)を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求</p>	<p>三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものに限る。)</p>	<p>六 病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものが行う療養の給付費等の請求(次号及び第八号に掲げるものを除く。)</p>	<p>七 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用</p>
	<p>平成二十二年 三月三十一日</p>			<p>平成二十三年 三月三十一日</p>		<p>平成二十三年 四月一日から</p>

していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

平成二十五年三月三十一日までの間で厚生労働大臣が定める日

八 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が六百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）

2 前項の表中第七号及び第八号に規定する届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の表の第一号及び第二号に掲げる保険医療機関又は保険薬局のうち、平成二十一年五月十日までに電子情報処理組織の使用による請求を行うことができないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

4 第一条第一項及び本条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認めるもの（前項の適用を受けて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関又は保険薬局を除く。）は、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）

平成二十五年三月三十一日までの間で厚生労働大臣が定める日

八 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が六百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）

2 前項の表中第七号及び第八号に規定する届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一条第一項及び本条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認める場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。